

## 第六章 いわゆる信州暴動計画、並に「吾国に於ける革命の完行に就て」及び資金活動

### 一 いわゆる「信州暴動計画」の新聞報道と「館林手記」

農村青年社事件は、別に章（第八章）を設けて概要を記述する予定である。

ここでは、いわゆる信州暴動計画、これと関連する農青社のパンフレット「吾国における革命の完行について」の経過について述べてたい。農村青年社事件は、予審終結の昭和十二年（1937）一月十一日正午、記事解禁となったのであるが、ジャーナリズムに騒がれたのはいわゆる信州暴動計画であった。各新聞社とも号外を出して事件の報道をしたが、その大要はいずれも似たか奇ったかである。

次は、当時の「報知新聞」長野版の号外に記載された記事を、そのまま転載したものである。

「全国的武装烽起へ……長野、松本から焼払え。間一髪未然に暴露して県下では十五名起訴！」

非常時日本の蔭にしん吟する生色なき疲弊農村に巧みに魔手をのぼして暗躍蠢動し、全国的武装烽起という恐怖戦慄すべき無政府共產主義者の全国的暴動計画の本拠が本県下小県郡大門村と、伊那郡富県村を中心に、全県下都市農村に発覚し、今日、記事解禁と同時に、その矯激無類の黒色陰謀計画の全貌が白日下に曝露された。

これより先き、すなわち昭和六年頃、糸佃惨落にともない、県下農村の全面をおそった深刻な農村不況と疲弊農村のうごきに鋭敏な眼を光らせていた県警察部特高課は、県下小県、佐久、伊那、松本の各地方青年会、農家小組合に無政府主義者一味の蠢動を探知したので、引きつづきしゅん烈に追及中、これら一味のアジ・プロ機関紙「農村青年」を押収、さらに蠢動の本拠として、昭和六年三月、

無政府主義秘密結社農村青年社の結成をつきとめ、全国に組織網を張る、兇暴無比の黒色陰謀の片鱗をつかんだ。

かくて新聞記事掲載を禁止する一方、引きつづき内偵をすすめたが、ついに一昨年十一月二十七日、深更十一時を期し、県警察部では、長野地方検事局と協力、東京控訴院の応援を得、全檢察機能を総動員、県下無政府主義者の寝込みを襲って、疾風の一斉検挙を敢行、長野市増田貞次郎、外三十三名を一網打尽、ひきつづき検挙しつづけ、昨年八月初旬、ようやく検挙は一段落をつげた。

かくて総検挙者数、長野県内のみでも五十余名、治安維持法違反による起訴者十五名に達したが昨年（昭和十一年）十二月三十一日、全部、予審終決し公判に回付したので、今日、昭和十二年（一九二七）一月十一日正午を期し一年二か月ぶりに陰謀事件一切の記事は解禁された。

曝露された黒色一味の暴動計画は、昭和六年八月十五日、東京市外野方、農村青年社アジトで首魁宮崎晃以下の幹部が決定した大規模の陰謀計画によるもので、アナ系の温床と化し、さらに農村思想のもっとも尖鋭化した本県に着眼し、本県アナ系を中心に、全国各地より精やかな闘士を続々潜入させ、純ぼくな農村青年に巧みにはたらきかけ、全県下武装蜂起をくわだて、長野、松本など主要都市を焼払い、一切の交通通信機関の爆破をはかり、軍隊の急援を阻止し、全国蜂起の導火線たらしめる兇悪戦慄の陰謀で、これがため、大量の資金獲得、武器購入には海外にも手をのばし、アナ系特有の狂暴性を發揮した恐怖すべき陰謀である。

特に、その組織が北海道外全国二十一府県、約三百名に達する大規模であり、農村不況を巧みに利用し、果敢なる日常闘争で、純真無垢な農村青年、しかも信望のあつい農村の模範青年を獲得した巧妙な戦術は従来の都会的、観念的、理論闘争中心のアナ系運動には見られなかった顕著な特色を有しており、県下では、いわゆる一・二七農青事件として、ボルの教員赤化事件とともに、昭和の二大不祥事件で、全国的にも無政府主義陰謀としては、実に幸徳秋水事件以来の、組織的大暴動計画で、これを未然に潰滅させた県特高部の活躍は殊勲甲に値するものがある。

「思うつぼへ落ちてゆく底なき農村の疲弊、先ず青年の純情を蝕む！」

無政府主義秘密結社農村青年社の戦慄すべきこの大陰謀計画の中心であり、かつ、その総決算ともなったものは、アナ系特有の凶暴きままる武装暴動であるが、計画の巧致、狂暴無類さは、実に慄然たるものがある。

先ず、県下における思想運動の尖鋭化、特にアナ系の飛躍的な抬頭と、繭糸備惨落にもなう農村疲弊で農民心理の動揺を知った宮崎晃以下農村青年社首脳部は狂喜した悪魔の笑みをたたえながら、好機の至るのを待ったが、ついに昭和六年八月十五日、東京市中央区野方町、農青社アジトにおいて、緊急会議をひらき鳩首協議したのが、次のような大規模な具体的暴動計画であった。

即ち、全国各地にひそむ多数の勇猛精かな闘闘分子を信州に総動員し県下小県都大門村、上伊那郡富県村をコミンユン中心地とし、そこを本拠に県下一帯の純朴な農村青年にはたらきかけ、全県下に、農青地区を植え付け、県下農村の武装蜂起の地盤を作る。

地盤開拓には、従来の職業的革命家を極力排斥して、村や部落に信用ある模範青年に、身近な生活問題から説き伏せて獲得するなど、巧妙な戦術を用いる。かくて一斉蜂起の火ぶたを切るや、先ず、長野、松本、上田等重要都市に火を放って、県庁、市役所、警察署、放送局等の官衛公署を焼きはらい、それと一緒に、バス、電車、電信、電話の一切の交通通信機関を破壊して、外部との連絡をたち、さらに鎮圧手段として最も恐ろしい軍隊の急援を妨げるために鉄道を爆破して、革命の成加に万全の策を講じ、その間に、全国蜂起の導火線たらしめる。

これが準備資金、武器購入費十数万円は、銀行ギャングによることとし、先ず窃盗団を組織して資金一万数千円を獲得して、着々実行に移っていた。

一方、宣伝には、農青社は「吾国における革命の完行について」その他多数の不穏文書を矢継ぎ早々に発行してアジプロにつとめ、すでに蜂起可能となった府県も二、三にとどまらなかつた。

かくて目前にせまった武装蜂起のため、幹部の一人、田代儀三郎ははるばる上海に渡航して、ピストル、手りう弾等武器の入手に活躍、狂奔し、中央からは星野、八木などの指導分子が、しばしば来県し、下諏訪町、大門村等で重要会議をひらき、着々、一斉蜂起の準備をすすめた。

かれらの暴動計画がいかに周密であり、戦慄すべきものであったかは、女オルグ、八木秋子は県下の同志とともに、日曜日に、松本連隊に入営中の知人をひそかに訪ねて、兵営内火薬庫、武器庫の位置などを仔細に内偵していたことによっても知られる。この凶悪な暴動が未然に防がれたことは、国家治安上、もっとも喜ぶべきことであり、長野県警のかがやかしい殊勲であった。――以下省略――

## 二 「館林手記」にあらわれた信州暴動計画の記述

……昭和九年の秋、群馬県下に特別大演習が奉行されるという発表があつて程なく、県下一市五郡下の主義者と目せられた人々の検査がおこなわれて、一応の反省をもとめる措置がとられた。

ところが、予想外に、無政府主義者の組織と連繫がすすんでおり、北佐久郡芦田村の金子善一郎、同南大井村南沢袈裟松、小諸町三井剛、南大井村林定直、本牧村萩原時雄、南佐久郡青沼村高橋岩之助、東筑摩郡中川手村の望月桂、同村飯沼茂視、長野市妻科北石岩、松本市諸町金天海、上伊那郡富県村伊沢八十吉、諏訪郡上諏訪町柳沢昇、平野村岡谷鈴木四郎、下諏訪町山田彰、上諏訪町増田貞次郎、下諏訪町金子慎保、上伊那郡伊那町加藤陸三、等から種々の文書が発見された。

しかし、本人たちは何れも生業にはげんで平和な生活をしており、格別不審をあたえていないので、多くの疑問を残しつつも、釈放、しばらく平静に経過したのであった。

そのうち日本無政府共産党テーゼが発見され、重苦しい予感とともに、不安な影を投じた。

昭和十年十月、無政府主義者芝原淳蔵が、白昼、摩耶山において拳銃をもって射殺され、つづいて十一月六日には、東京目白の高田農商銀行にギャング侵入し、失敗におわったが、この報道は不安の胸を衝いた。

ついで「日本無政府共産党の首魁二見敏雄の手配たのむ」との飛電が長野県警に達したのであった。

しかし、「農村青年社」は、その論調、手段ともに日本無政府共産党とは別派である。しかし、「館林手記」はどのような経路で、昭和六年、七年期の農村青年社の活動が昭和十年末に至って検挙を見たのかその間の経過に触れていない。東京日日信州版報道によれば「二見敏雄は昭和十年十一月十二日、当時、名古屋に在住していた星野準二をたずね置いてほしいとたのまれ、二見が昭和三年頃以来の友人として拒むに忍びず二日間、彼を匿い、二見はそのあと十一月十四日、当時長野市に在住中の田代儀三郎をたずね、匿ってほしいとたのまれ、同様、昭和五年頃からの友人として拒むに忍びず十一月十四日から二十四日まで長野市内に匿った。その後、二見自身は上京し、十二月二十四日逮捕された。それに先立ち、田代は十二月二日、長野署に検挙され、十二月二十三日、二見隠匿の口を割った。他面、二見入信の報を得て、長野県警が二見を追跡中、はからずも県下農青アナ系の重大陰謀が発覚し、十一月二十七日の県下一斉大検挙となった」としている。

また、信濃日日新聞、昭和十二年一月十二日版によれば「農青社事件が本県において最初に発覚した端緒は、去る昭和十年十一月二十七日の一斉検挙に際し、長野署で市内某（起訴猶予）の検挙から事件発覚の端緒を得た」と述べている。

以上の経過から推察すれば、二見入信の推定から、一応県下の一斉検挙を行ない、その際、「わが国における革命の完行について」（後述の農青パンフ）などが発見され、同時に「信州暴動計画の謀議」が明かるみに出たのであろうが、その当時（昭和十年十一月一日）昭和十一年五月三日）は報道の差止めは、まだ、行なわれてはいなかったのである。

「館林手記」は検挙について、農村青年社は、「自給自足、自主自治、全村運動、そして自由コンミュンの成就」という綱領実践のため、一道三府四十一県、台湾にわたり一七五名の同志をもつ秘密結社であって、全村運動は、ある一時期には総蜂起をとまなう。

信州を拠点として確水墜道を爆破する。伊那電は、各鉄橋で、中央線は信州境の小沢沢間の鉄橋および下諏訪、砥川鉄橋において爆破遮断する。松本連隊、火薬庫、武器庫を爆破する。

松本市、長野市は焼却する。刑務所は開放する。帝都の暗黒時代を実施する。資金はギャング、武器は密輸により、足らなければ窃盗団を構成するなどの副次的計画が蔵され、すでに拳銃は密輸によって一部の入手が約束され、資金は窃盗団により数千円を準備したという外貌であった。

そこで、昭和十年十一月二十七日、東京控訴院、内務省、地方検事局と一切の申告と諒解は成った。そして首謀関係十三名の検挙が先ず行なわれた。

ついで主謀者、宮崎晃、鈴木靖之、星野準二、望月治郎、和佐田芳雄、八木秋子らが、十二月二十六日か翌、昭和十一年一月にかけて検挙、県下各署に分留した。

「信州革命蜂起の計画」（館林手記）

…全長野においては、農村不況に基因する生活窮迫からして、農民の意識は尖鋭化し、アナキズムの一般啓蒙運動は一応その役割りを果たし、情勢は、もはや全村民支持の全村的動向によって、自給自足の具体的実践に入っていることを信ぜしめた……全信州の農村状況一般が判明し、村アナキストの活動分子の存在と連絡、刻々の変化を掃納してみると、大衆の動向は、村生活の刷新を切願していることがわかったので、昭和六年七月頃から、これを蜂起にみちびく準備に入った。

なお、当時、農青読者の密集している千葉、茨城、広島、新潟各県下の連絡、通信の集散、読者獲得の状況を瞭然たらしめ、軍事目的の資料にするために、地図に一一記入しておいた。

長野県については、星野の妻が信州の地図をもっていたので、それに書き込んだ。

そして、昭和六年（一九三二）八月十五日夜、宮崎は信州の地図を示しながらこれくらいに同志が信州にいれば一旗あげられるではないか。いずれにせよアナキストは少数なのだから、軍事プランがある。それには隊道を爆破して政府の応急救援を不可能ならしめ、長野、松本は焼却し、松本連隊も事前に焼却。

伊那、大門では自由コンミュンを宣言する。無論、東京その他の都市は呼応して都市焼却計画を実施する。千代田城も勿論焼却される。

そうすれば、たちまちこれは全国に波及してアナキスト革命の第一段階となる。

そうなれば、結局、失敗するにしても、伊那コンミュン、大門コンミュンは、三日や四日は、歴史上に足跡を残すだろう。

全国の同志も、次から次へ蜂起してわれわれの屍を覆ってくれらるだろう。民衆は必ず味方をしてくれよう。

それから資金獲得の問題に入り、種々の案が出された。八木は帰省の途、八月二十三日、松本に赴き、同志とともに、松本連隊の火

薬庫、武器庫の調査、電線の配線などを見取り、その月末には、三上由三が宮崎の指示で大門村に鷹野原を訪ね、信州暴動計画のことを伝え、同村の状況、地理などを調査し、農青社に現地報告をおこなった。つづいて、三上は九月二十日にも、諏訪に山田、小川、増田をたずね、右烽起計画をつたえ協議をおこなった。

「館林手記」は以上のように述べたあと、信州同志の地理区画、人員配置、全村運動の方法、資材貯蔵庫一覧表なるものを付表として挿入し、ついで下記のように述べている。

「自主分散のこの理論をさらに全国的に展開しておく必要があると」「農村青年」を「黒色戦線」と改題して発行、大いに論陣をはることとし、昭和六年九月号から昭和七年十二月まで、一年四か月の論争をしたのであった。

次に宮崎は、昭和六年（1931）十一月、自ら「革命の先行について」を計画執筆して、和佐田芳雄、平松秀雄、田代儀三郎に示し、全国の主な同志につたえるために、京都からこのパンフレットを投函させた。

以上が「館林手記」の概要だが、三上が宮崎（或いは鈴木）の指示で信州を踏査して、「信州暴動計画につき謀議した」といった事実も全くない。三上が信州を訪れたのは事実だがわれわれと関係のある旅行ではない。三上は海野の知人で、望月を通じ信州の動向に興味をもっていたので信州に行ったのであろう。

三上は、静岡地方で、吾々の同志、望月等と農青アナキズム革命運動をすすめていた。ので、吾々も間接には知悉していた。

また、農青の機関誌「農村青年」を、文芸思想誌「黒色戦線」に改題転換して発行するテーマで、内部論争が起り、論争が昭和七年十二月まで継続したなどというのも、これまた全くの虚構である。

しかし、「農村青年」は、事実上、昭和七年（1932）四月発行五月号を以て発行は停止された。その基本的理由は、関係者が相ついで検査された結果であるが、側面的には第八章の「農村青年社解散声明書」によって「農青」停止の理由を憶測することができよう。

「信州暴動計画」は後述するように事実であるが、このときに話に出た内容が、のちに昭和六年（1931）十二月刊「吾が国における革命の先行について」（資料12）の内容に重複し、アナキズム革命の急迫を前に、 Kommun の樹立と、軍事的防衛を、暗に信州モデルとして詳述したために、情勢を拡大視し当局に戦慄をあたえたのである。

### 三 予審終結決定書にあらわれた信州暴動計画と「わが国における革命の先行について」

標記の件に関し、長野地裁予審終結決定書（前掲、江幡清判事）においては、以下のように記述している。

「被告人、星野、同田代（儀三郎）は昭和六年（1931）八月十五日夜、当時の東京市外野方町宮崎晃の住居にて、右、平松（秀雄）（注74）およびその頃田代（注75）を通じて農青運動に参加せる金子広只と共に会合し、宮崎において、農青社同志が、内妻関係等にて何れも信州にふかき関係を有せるところより、自然、信州地方同志との連絡密接なりしところ、その情勢報告等により、信州が、経済的不況にもとづき、農村の窮迫はなほだしきものありて、農民は、まさに何事かの発生をのぞみおるものなりと推考し、革命の導火線は先ず信州にもとむべしとなし、前記同志に対し、信州の客観的情勢と、信州同志の革命意識の昂揚とは即時武装蜂起に適せるにより、長野県上那郡富県村、同志、伊沢八十吉の居村、同県小県郡大門村、同志、鷹野原長義の居村を中心に、急速に、革命を敢行すべく、松本連隊の弾薬庫の爆破、鉄橋隘道の破壊、長野、松本等、重要都市の焼却並びにこれが資金獲得に不足すべきものなりと提案し、前記被告人等は直にこれを賛成し、いわゆる信州暴動計画の謀議を遂げたるも、宮崎において、その頃、鈴木備一郎に金策を依頼したるも成らず、また、右相沢（注76）に対する金策も不成功に終わり、ついにこれが実現を見るに至らずして終わりたるものなり。」

（注74）同志、平松秀雄は大坂石川デパート争議前後から農青運動に参加し昭和六年八月上京、昭和七年一月、資金活動第一次検査で入所。昭和十九年応召、昭和二十年二月一日、北京陸軍病院にて戦病死。

（注75）同志、田代儀三郎は、同志、大日方盛平、増田貞次郎との同郷にて親交あり、自由連合新聞を通じて大塚貞三郎を知り、大塚より星野準二を紹介され、一時、大阪アナキスト連盟に起居し、その頃から農青に参加。昭和十年十一月、二見敏雄を匿まつた。昭和三十九年二月二十七日、盲腸炎手術後病死す。

（注76）相沢尚夫。後に日本無政府共産党書記長。

なお、予審終結決定書では、出版物については、単に「被告人等は農青組織の拡大強化およびこれが目的達成のため……なお、パンフ「情勢報告」、「わが国における革命の先行について」等の意識の昂揚せる重要秘密出版物は、後記の農青地方同志のみに配布し、以って目的達成を図り」とだけ述べており、いわゆる重要出版物の内容については全く触れていない。

### 四 資金活動について

資金活動について、予審終結決定書の趣旨によれば、被告人八木は、農青社活動資金獲得を企て、昭和六年五月中旬より同年十月

旬まで、東京四谷見附において、酒場ホブラを経営し、よって得たる金を、農青社メンバー、出版費などに供し、被告人、星野、田代、宮崎等は、かねて革命のための資金および武器等について考慮中なりしところ、昭和六年七月末、星野と親交ある相沢尚夫に会い、宮崎より、アナキズム運動打開のため二千円程の融通を依頼、千円程度の金策の承諾を得たが、信州暴動計画などの存するを聞知して、機密厳守に対して不安をもち、金策を躊躇するにいたり、金員の獲得に失敗したのである。また、宮崎においても、その頃、友人、鈴木傳一郎に金策を依頼したが、これも失敗におわり、農青社メンバー中には、いわゆる良家の子弟はなく、地方メンバーは貧農、小作人、農業プロレタリアート印刷工の仲間、運動資金の調達は全然、方途を立てることができなかった。

なお、いままし、これについて予審調書の趣旨を継続する。

被告人、八木は、かねて農青社内、大量運動資金獲得のため、銀行を襲撃せんと意向ありたるころより、これが兇器取得を企て、昭和六年十一月、陳哲をたずねた際、拳銃入手を依頼し、また、八木は昭和六年十二月、大阪に待期していた田代に拳銃入手のため百数十円をわたしが、不成功におわり、また、昭和七年一月にも、陳哲から人手可能と聞き、拳銃、手りゅう弾入手につき運動したが果たさず、資金活動はまったく行詰まった。

しかし、一面、八月十五日の信州暴動計画の謀議後、「最近運動の組織並びに形態についての一提案」を、十一月に「全国情勢報告」、十二月三日「わが国における革命の先行について」、二月、三月「農村青年」の地理区画の樹立、並びにその軍事的パルチザン擁護へと、運動の急ピッチの進展にともない、資金入手活動の成立と、農青運動の進展に対する資金需要のアンバランスはまったく極点に達した。

その結果、鈴木靖之等を除く非合法グループは、すべての批難を甘受する決意をなし、他の大量調達が可能となるまでの最短期間にかぎり、昭和六年十月下旬から窃盗による方法を撰択せざるを得なかった。しかし、一物をも私することはなかった。

しかし、この結果、昭和七年(Ho 32)一月十五日、まず、平松、宮崎をうしない、ついで、同年四月三日には和佐田、望月、八木、星野をうしない、農青運動には大きな打撃をあたえた(小野、大日方は巧みにまぬかれ田代は大阪に新しいアジトを作るため下阪していた)

##### 五 長野地裁判決書における「信州暴動計画」と「わが国における革命の先行について」

最後に地裁判決書をかかげる。ほとんど他の記述と変わらないが、他の証言などを引用、実状が一層明白となるので、併せて掲げ

る。

「被告人、宮崎は自己の内縁の妻、被告人八木並びに田代等が信州出身なるのみならず、信州に優秀なる同志多かりしため、自然、信州地方同志との連絡、密接なりしより、その情勢報告、ならびに自己の行脚による見聞等にもつき、信州における経済的不況はその影響特にはなはだしく、農村の窮乏は、農民をして、特にこの発生をのぞましめおるものと思考し、同時に、日本共産党、その他、革命運動の熾烈に進展せる状況に刺激せられ、無政府主義革命の導火線は、先ず信州に求むべしとなし、昭和六年(Ho 31)八月十五日夜、東京市外野方町なる当時の被告人、宮崎の住居において、被告人、星野、同田代、ならびに農青同志、平松秀雄、同金子広只に対し、信州の客観情勢と、信州同志の革命意識の昂揚とは、即時無政府主義革命烽火に適應せるにより、長野県上伊那郡富良野村、同志伊沢八十吉の居村、ならびに同県小県郡大門村、同志、藤野原長義の居村を中心に、急速に右革命を敢行すべく松本連隊の弾薬庫の爆破、鉄橋、隧道の破壊。長野、松本等、重要都市の焼却等に出すべきものなりと提案したところ、被告人、星野は、時期尚早なるも、当時の農村の情勢上やむなしとしてこれに賛同し、被告人、田代、その他のものは直ちにこれに賛同し、いわゆる信州暴動計画の協議を遂げたるも、これが資金につき金策を得ず、また、被告人、八木等より、信州の客観的情勢、および地方同志の革命意識は、まだ、同時的蜂起の状態に達しおらざるを聞き、これが実現を見るに至らずしておわりたるものなり。」(前掲、判決書第53—55頁)

なお、右の協議が事実であることを立証するために、地裁判決書は、星野、田代、両被告人の供述と、証人として金子広只と平松秀雄の証言をつけている。

その中、星野に関する部分は、つぎのような要旨である。

「次で八月十七日頃(十五日の誤まり)の晩、宮崎のアジトをたずね、宮崎、田代、金子広只、平松秀雄 私の五人が会合したるが、その際、宮崎は長野県の地図をひろげ、信州同志の分布状態を一同に示し、信州同志の分布状態より見れば、南信、北信の鉄道線路に沿い、同志が散在している。藤野原のように山村に陣取りおる者もあるし、伊沢のように南信でも青年層に入り、それを動かしおる地方もある。しかして、信州の客観情勢を動かすには、今日の信州同志の分布状態にて、適當なる状態なりと思う。信州暴動の具体的プランについては、当然、闘争的なる行動がとられなければならぬと思う。

例えば、長野市において、県庁、市役所の爆破、焼打、松本においては警察や連隊の火薬庫爆破をおこない、市街地を攪乱におとし入れ、同時に、伊那と大門を中心として、コミニユンの宣言をおこない、これに応じ、そのほかの土地の同志は、村々において暴動を起し、地主を襲い、米穀を村民に配給し、役場を焼打ちにし、収用を執行するのである。

この暴動を更に発展させるためには、東京方面からくる鎮圧部隊を遮断するため、軽井沢のトンネルを爆破することが、最も重要である。暴動中心地を防衛するためには、重要道路や、鉄道の爆破を継続してゆくことが必要だ。

東京、その他の同志も、それぞれの任務に従って、都市焼却のために起つことは勿論だ。岡谷は信州経済の中心地なる故、この地方を焼き払えばコンミュンの見透しは立つ。かくしてコンミュンを宣言すれば、地方への波及によって各地方が烽起することになる。かく展望し得る故、武器資金の獲得が先決問題にして、資金さえ手に入れば、田代が上海に行つて武器や爆弾を手に入れてくることになつておる。

私(星野)は具体的に烽起を決定するには相当の準備期間が要ることなる故、時期尚早ではないかと考えたが、その時期如何によりては、全国情勢の再認識を必要があると考へた。

当時、宮崎にしては、相当プランを持つての話しに思われた。自分としては、前述のごとく、時期尚早と思いたるも、しかし、同志が、右計画にもつき起つ際には、自分も同志として起つことになるならんと考へていた。(前掲、判決書第113—120頁)

また、信州暴動計画謀議に対する証人、金子広只(前掲、不起訴)の証言は、以下のように行なわれている。

「判示日時場所において、宮崎、星野、田代、平松、私(金子)の五名会合の上、宮崎の提唱により、判示のごとき内容のいわゆる信州暴動計画につき協議したり。

お読み聞きの宮崎の供述によれば、如何にも茶談話半分に出でたるように聞えるが、左様なものに非ず。一同真面目なる話なりき。田代が興奮し、大声を発するため宮崎がこれを制し、田代は外をながめ誰もおらざりし故、大丈夫というような具合の有様なりき。(以下略)。(前掲、判決書第120頁)と、信州革命敢行が組織的に行なわれた旨の有力な証言をなしている。

## 六 「わが国における革命の先行について」の配布

標記のパンフ「わが国における革命の先行について」(注77)は前述のように信州暴動計画に密接な関係をもつものである。

(注77)このパンフも入手不能であったが、前掲、東洋文化社の「農村青年社事件」(司法省刑事局刊行)中にこのパンフが掲載されているものと予想していたとき、全く偶然に本書を他より借用することを得て、この章末に掲出し得たが、残念乍ら後半の農村コンミュンの樹立防衛の部分が欠損している。

前掲・長野地裁判決書によれば、「被告人、宮崎は昭和六年(1931)十一月頃、日本共産党、その他の革命運動の進展せる情勢に直面し、焦慮の末、農青社地方同志等、農村における無政府主義者に対し、革命を今日の問題として把握せしめ、即時武装烽起して、急速に、無政府主義革命を成就すべしとなし、これが烽起指針につき、原稿を作製し、その出版につき、被告人、星野、八木、望

月、田代にはかり、その承認を得たるのち、出版・配布については被告人和佐田、田代、望月、星野に於て協力をなし、その頃「吾国に於ける革命の先行に就て」と題し、約七十部を、全国の主要なる同志に配布した。(前掲、地裁判決書第50頁)

この冊子の趣旨は、前掲「全国情勢報告」(昭和六年(1931)十一月中旬刊行)の末尾において、前にも記述したように、意識的な革命的地理区画の樹立が、現下の情勢にてらし、刻下の急務であることを指摘し、各国に比して、異常に確立されている軍部、警察力に対し、地理区画を防衛し、すんで自由のコンミュンの樹立に対し、吾々が十分に軍事的行動要素をもたなければ、アナキズム革命の行動の達成は困難であり、且つ、社会ファッショの急速なる発展、ボルの軍事的労農ソヴェト樹立の動向にかんがみ「吾国に於ける革命の先行について」なる題名を付してこのパンフレットを発行したのである。

これについても、既成アナキストの多くからはげしい批難をうけた。

しかし、吾々はこれを以て革命論理の飛躍があるとは考へず、たとえその為に運動を長期間にわたつて壊滅状態にみちびくとしても、敢行すべきであると信じた。

この「吾国に於ける革命の先行について」は、突如として現われたのではなく、その要旨の一部は、第五章四項に掲載した、特に機関紙「農村青年」昭和七年(1932)二月号の「革命単位たる地理区劃を確立せよ」に於ても、簡単ながら言及されている。

要するに、農青社における非法法グループが健在であった期間、こうした一連の主張と活動は持続されたのである。

例えば、さきに、昭和七年(1932)一月十五日における南沢、鷹野原会談(この会合に於ては「革命の先行について」協議された)の内容、昭和七年(1932)三月下旬における星野、松藤、増田、島津等の会談、昭和七年(1932)四月「信州自由聯合」の発行などを通じ、信州革命の動向は活ばつてあつた。

いずれにせよ、この後掲資料(12)を一覧すれば、当時(昭和六年(1931)十月頃)の緊迫した社会情勢が、農業恐慌による革命の危機を、社会ファッショの抬頭による戦争の誘発によって転換をはかりつつある一方に於て、共産党の組織崩壊後、下級細胞が独自の軍事的労農ソヴェトの樹立にむかつて動向しつつあることが明白である。

これらの諸情勢に対応し、自給自足、自主自治、不売不買モラトリアム全村運動等を中心とした全村運動の速度が、すみやかに農村に於ける支持を把握しないかぎり、アナキズム革命運動は立ち遅れを見せるであろうことを吾々が憂慮したことは明らかである。

同時に、都市に於て、こうした進行する農民運動と呼応して、効果ある意識的破壊運動が具体性をもって逼迫していることを強く訴えている。(このような意図をもつた都市運動の再建は、吾々同志の中心分子の昭和七年に於ける逮捕によって未遂に終わったのである。若し、幸運にして、吾々が社会に存在することができていたら、必ずここに示したことを実現したのである)。

吾々は農青運動を想起するとき、時を同じくして、スペインに於て惹起されたアナキズム革命を忘却することができない。

時も同じ昭和六年、FAI（1931）年に組織されたイベリア・アナキスト聯合）は定例協議において、革命行動が必要であるということに意見が一致した。しかし、地方聯合は前の烽起で消耗し武器がなかった。従って、アラゴン（アラゴンはスペインの北東カタロニアに接す）一地方だけが英雄的に烽起し、スペインの他の四十六地区のCNT（スペイン全国労働組合）は辛うじてゼネストで支援することを決定した。カタロニアのバルセローナは半ばアナルコ・サンジカリスム的なのに反しアラゴン連合はエプロ川流域のサラゴサなど、アナキストの中心地帯であつた。

烽起は昭和六年（1931）十二月八日に勃発し、「自由共産主義」の宣言がアラゴンの多くの村や、リオハのぶどう園の労働者たちにより為され、サラゴサ、ウエスカ、バルバストロでは、公共建物を占領する試みが行なわれ、パリケードが急ぎこしらえられ、スペインの他の地方—アンダルシア、バレンシア、コルナでもストライキや、教会の焼打ちがあつたが、カタロニア（アナルコ・サンジカリストの）は何の反抗も示さなかつた。反乱は、政府が軍隊を新たに投入し四日後には凡てがおわつた。

この烽起が何故に注目すべきであるかは、この烽起は、「スペインで初めてアナキズム社会革命をはつきり目的とした反乱であつた」からである。一切は整然と進行し、生産機関の収奪、農地の接収、物資の配分は混乱なく行なわれ（ブレナン「スペインの迷路」250頁）。